

令和5年度償却資産（固定資産税）の申告

令和5年1月1日時点で浦臼町内に償却資産（土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産）を所有する法人および事業を営んでいる個人の方は、地方税法第383条の規定により、所有する償却資産について毎年申告する義務が定められています。

【申告書の提出期限】 令和5年1月31日（火）まで ※期限内申告にご協力願います。

※窓口の受付開始日は令和5年1月6日（金）になります。（土・日・祝日を除く）

【提出書類】 ①償却資産申告書 ②種類別明細書(増減資産・全資産用)

※令和4年度分の申告をされた方には、12月下旬に申告書類を送付しております。

内容を確認後、必要事項を記入し提出をしてください。

※前年中に資産の増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。

※事業を行っていても償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業等で全ての資産が減少した方も申告をお願いします。

※新規に事業を開始された方や昨年度申告をされなかった方は、役場税務係までご連絡ください。

【提出先】 住民課税務係（役場1階）

【提出方法】 書類を税務係窓口にご持参いただくか、郵送による提出、電子申告も可能です。

【電子申告について】 eLTAX（エルタックス）を利用して、インターネットによる電子申告ができます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX地方税ポータルシステムホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

自衛官募集

募集種目	資格	受付締切日	試験日
自衛官候補生（男子）	18歳以上33歳未満の者 現在32歳の者は生年月日により応募の可否が変わります 詳しくはお問い合わせください	年間を通じて行っております 第7回メ切 令和5年2月10日（金）	第7回：令和5年2月19日（日） 20日（月）
自衛官候補生（女子）			
予備自衛官補（一般公募）	18歳以上34歳未満の者	令和5年1月6日（金） ～同年4月上旬まで（詳しくはお問い合わせください）	令和5年4月中旬の1日（詳しくはお問い合わせください）
予備自衛官補（技能公募）	18歳以上で国家免許資格等を有する者（詳しくはお問い合わせください）		

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受付期間および試験日が変更・延期される場合があります。

お問い合わせ 自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所 電話：22-2140

ホームページ：<https://www.mod.go.jp/pco/sapporo>

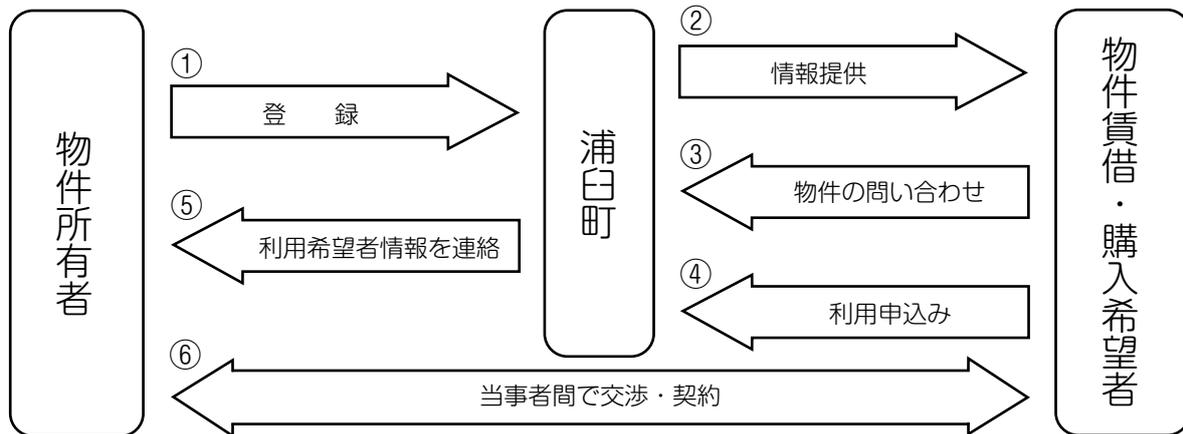
浦臼町空き家・空き地バンク制度

この制度は、浦臼町内における空き家・空き地を有効活用することで、空き家等の課題解決と移住定住の促進を図り、地域の活性化につなげようと創設された制度です。

空き家や空き地を貸したい・売却したい「物件所有者」から登録を募り、空き家や空き地を借りたい・購入したい「賃借・購入希望者」に物件情報を提供します。

登録は、空き家等に関する所有権を持ち、物件の賃貸・売却ができる方ならいつでも登録可能で、町外に住んでいる方でも可能です。

■浦臼町空き家・空き地バンク制度のイメージ



■空き家・空き地を提供していただける方（物件所有者）

①町へ登録申請書を提出

<提出書類>

- ・空き家・空き地バンク登録申請書（様式第1号）
- ・空き家・空き地の位置図、物件の外観を撮影した写真等
- ・同意書（様式第2号）
- ・当該年度分の固定資産税課税明細書または空き家等の固定資産評価証明書
- ・契約書の写し（不動産業者に委任している場合のみ）
- ・その他町長が必要と認めるもの

②町のホームページや役場窓口にて物件情報を発信

- ・浦臼町内にある居住していない良好な管理状態にある住宅および住宅の建築に適当な面積を有する更地状態の宅地が登録できます。
- ・不動産業者に管理もしくは仲介を委任している場合は、当該委任業者との連名になります。
- ・登録の有効期間は、登録した日より3年間ですが、再度登録することも可能です。



■空き家・空き地の情報提供を希望される方（物件賃借・購入希望者）

①登録された物件を希望する方は、利用申込書を町へ提出

<提出書類>

- ・空き家・空き地バンク利用申込書

②町から所有者へ連絡し、その後は当事者間で交渉・契約を行っていただきます。

※町では情報の公開や連絡調整のみで、物件の仲介・斡旋・交渉・契約は行いません。

お問い合わせ 総務課企画係 電話：68-2111

有料広告

●【正社員、パート募集】 浦臼町の特産品 ジビエ肉の加工

浦臼町ジビエ処理加工センターで、エゾシカ肉の仕事をしませんか？

勤務地/浦臼町字於札内330番地の13

仕事内容：エゾシカ肉等の処理、加工、パッキング、検品など

【正社員】勤務時間：AM5:00～20:00（実働8時間2交代制、残業あり※時間は季節により変動）休日：毎週水曜日定休、他1日の週休2日制、年末年始他 対象：要普通免許（MT車）、給与：¥22万/月～（年俸契約制）待遇：社保、通勤手当（通勤距離によって支給）、他

【パート】対象：通勤可能で健康な方、時給：¥920/時～ 待遇：距離に応じて交通費支給します ※勤務時間、日数、農業従事者の季節雇用希望など、面接時にご相談ください。まずはお気軽にお問い合わせを。

連絡先→0125-24-1105（本社）担当：杉岡 ※受付・面接は本社（滝川市）で行います。



北海道ジュウリュウ浦臼工場

株式会社 アイマトン

民生委員児童委員のご紹介

民生委員児童委員が12月1日に一斉改選されました。厚生労働大臣、北海道知事および浦臼町より10名の方が委嘱され、うち3名が新たに民生委員児童委員として活躍することになりました。

民生委員児童委員は、地域の皆さんの心配事やいじめ、虐待などの相談に応じ、行政機関等との連絡調整を行っています。また、3名の委員が11月30日をもって退任されました。長年にわたり福祉行政のためにご尽力いただき、ありがとうございました。

民生委員児童委員（◎は主任児童委員）

住 所	氏 名	担当地区	新・再
鶴 沼 第 3	村上 秀男	鶴沼第1・3	再
鶴 沼 第 2	米田 弘教	鶴沼第2	再
浦 臼 第 2	上嶋 正美	浦臼第1・2	再
浦 臼 第 3	初山 勇三	浦臼第3・3の2	再
浦 臼 第 4	砂場 明	浦臼第4・5・6	新
浦 臼 第 8	片山 順子	浦臼第7・8	再
晩生内第1	所 有香	晩生内第1・3（一部）	新
晩生内第3	鈴木 親則	晩生内第3	再
晩生内第1	◎能登 昇一	浦臼全域	再
浦 臼 第 2	◎畑山 歩	浦臼全域	新



佐藤 忠一氏 伊藤 寛施氏 内村 美香氏

11月30日をもって退任された3名の委員

農業委員会からのお知らせ

～農地の相続等の届出のお願い～

農地法では、相続等によって農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出が必要となります。

農地法の許可を必要としない相続等により農地の権利を取得されたすべての方が対象となります。届出を怠ると10万円以下の過料に処せられる場合があります。

手続きは簡単ですので、農業委員会へご連絡をお願いいたします。

農業者年金のご案内

○60歳未満の国民年金第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。また、令和4年5月1日より年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も農業者年金に加入できるようになりました。

○農業者年金は積立方式・確定拠出型です。年金額が加入者・受給者数に左右されないため、少子高齢時代に強い制度です。中途脱退した場合も支払済保険料に応じた金額が年金として支給されます。

○月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。

保険料はいつでも変更可能です。また、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす農業従事者の方については月額1万円から加入できます。

○認定農業者で青色申告者である等、一定の要件を備えた担い手に対して、保険料（月額2万円）のうち2割～5割の国庫補助があります（本人負担1万円～1万6千円）。

○支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります（納めた保険料の15～30%程度の節税）。支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。

○年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を一時金として遺族が受け取ることができます。

お問い合わせ 農業委員会事務局（役場内） 電話：68-2298